

## 【GoTo対象外】2020ツーリングプラン＜四国＞ 利用約款

令和2年7月21日制定

令和2年9月11日改定

### （通則）

第1条 本約款は、西日本高速道路株式会社（以下、「当社」といいます。）が実施する「ツーリングプラン＜四国＞」（以下、「本プラン」といいます。）について適用します。

### （定義）

第2条 本約款において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- 一 ETC無線通信 ETCシステム利用規程第2条に定めるETCシステムにおける無線通信をいいます。
- 二 ETCカード 当社との契約によりクレジットカード会社が発行したETCクレジットカード並びに当社、首都高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下、「六会社」といいます。）が契約に基づき共同で発行したETCパーソナルカードをいいます。
- 三 ETC車載器 ETCシステム利用規程第3条に定める、自動車に取り付けて道路側のアンテナと通行料金の支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。
- 四 セットアップ ETCシステム利用規程第3条に定める、ETC車載器に通行料金の支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすることをいいます。

### （対象自動車）

第3条 本プランは、ETC無線通信により通行が可能な道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に定める小型自動車のうち二輪自動車または軽自動車のうち二輪自動車（いずれも側車付二輪自動車を含む。以下「二輪車」といいます。）対象とします。

### （実施期間及び利用期間）

第4条 本プランの実施期間は、令和2年7月22日（水）から令和2年11月30日（月）までの間とします。ただし、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に定める新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナウイルス感染症」といいます。）の感染拡大防止等のため、当社が必要と認める場合には、本プランのコースのうち一部または全部について、適用または第6条第1項に定める申し込みの受付の終了または一時停止を行う場合があります。

2 本プランは、実施期間のうち、第6条第2項の定めによりあらかじめ登録した連続する最大2日間（利用開始日の0時から利用終了日の23時59分まで。ただし、利用開始日に申し込みを行う場合は、申し込みが完了した時点から利用終了日の23時59分まで。）（以下、「利用期間」といいます。）に行った通行を対象とします。利用期間外に行った通行は、本プランの適用対象外となり、当該通行にかかる通行料金のお支払いが別途必要となります。

3 各通行の利用日の判定は、次の各号に定めるとおり行います。

- 一 入口発券方式の区間では、その通行にかかる入口料金所または出口料金所（本線料金所が設置されている場合は本線料金所を、通行料金の課金に用いるETCフリーフローアンテナが設置されている場合は通行料金の課金に用いるETCフリーフローアンテナを含みます。）の通過日時をもって、各通行の利用日の判定を行います。
- 二 単純支払方式の区間では、その通行にかかる通行料金をお支払いいただく料金所の通過日時をもって、各通行の利用日の判定を行います。

（対象区間等）

第5条 本プランは、次の各号に該当する区間の通行を適用対象とします。これらに該当しない通行は、本プランの適用対象外となり、通行料金のお支払いが別途必要となります。

- 一 別表2に定める乗り放題エリア内のIC相互間の通行（回数の制限はありません。）
- 二 乗り放題エリア内のICから流入し乗り放題エリア外のICで流出する通行または乗り放題エリア外のICから流入し乗り放題エリア内のICで流出する通行を行った場合、流入または流出を行った乗り放題エリア内のICと当該通行における乗り放題エリア内の端末ICとの間の通行（当該通行における乗り放題エリア内の端末ICと流出または流入を行った乗り放題エリア外のICとの間の通行料金のお支払いが別途必要となります。）（以下、前号の通行と合わせて「周遊走行」といいます。）

（申し込み等）

第6条 本プランの利用にあたっては、本プランの適用対象となる通行を開始するまで（前条第1項第2号に定める通行のうち、乗り放題エリア外のICから流入し乗り放題エリア内のICで流出する通行の場合は、乗り放題エリア外のICから流入するまでとします。）に申し込みが必要です。

- 2 前項の申し込みは、本約款に定める事項を承諾のうえ、当社が管理・運営するインターネットウェブサイト（以下、「ウェブサイト」といいます。）において、別表1に定めるコースのうち利用するコース、利用開始日及び期間、本プランの通行時に使用する二輪車（ナンバープレート）、利用者氏名、居住都道府県、連絡先電話番号、メールアドレス並びにご利用になるETCカードの番号及びその有効期限を登録することにより行います。
- 3 前項により申し込みが行われたときは、当社は、登録内容を確認したことをインターネットメールにより利用者へ通知するものとし、利用者の受信状況に関わらず、当該メール送信時をもって申し込みを有効とします。
- 4 次の各号を満たさない場合は、前項の規定にかかわらず本プランの申し込みを無効とし、すべての通行について本プランの適用はありません。
  - 一 登録事項の入力が正しく行われ、入力の内容に誤りが無いこと。
  - 二 申込時に登録したETCカードが利用可能であること。
  - 三 申込時に登録したETCカードの名義が本プラン利用者またはその家族等もしくは利用者が勤務する法人であること。ただし、レンタカー店舗にてETCカードの貸与を受ける場合等については、この限りではありません。（なお、当社、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社（以下、「三会社」といいます。）が大口・多頻度割引制度のために発行するETCコーポレートカードでは、申し込みいただけません。）

(申込内容の変更)

第7条 本プランの申込内容（前条第2項の定めにより登録した事項をいいます。以下同じ。）について変更が必要な場合は、申込時に登録した利用開始日の23時59分までにウェブサイトにて変更手続きを行うことにより、本プランの申込内容を変更することができます。ただし、利用するコースを変更する場合は、第12条の解約手続きを行ったうえで、前条第2項の申し込みが必要です。なお、変更手続きには申込時に交付した申込番号及び申込時に登録したメールアドレスが必要です。また、申込時に登録した利用開始日の翌日以降は、申込内容の変更はできません。

(利用方法)

第8条 本プランを利用する場合は、申込時に登録した利用期間内に、申込時に登録した二輪車及びETCカードの利用により第5条第1項の各号に定める通行を行ってください。

- 2 料金所においては、申込時に登録したETCカードを自動車に搭載されたETC車載器に挿入し、ETCレーンをETC無線通信により通行してください。なお、登録と異なるETCカードなど別の支払手段により通行した場合、本プランの適用対象外となり、当該通行にかかる通行料金のお支払いが別途必要となります。
- 3 料金所のETCレーンが閉鎖している場合は、次の各号に定めるとおり通行してください。
  - 一 入口発券方式の区間において、入口料金所のETCレーンが閉鎖している場合には、一般レーンで通行券を受け取り、出口料金所においては、一般レーンの料金所係員に申込時に登録したETCカードと入口通行券をお渡しください。（料金精算機が設置されているレーンでは、料金精算機に通行券と同ETCカードを挿入してください。）
  - 二 入口発券方式の区間において、出口料金所のETCレーンが閉鎖している場合には、一般レーンの料金所係員に申込時に登録したETCカードをお渡しください。（料金精算機が設置されているレーンでは、料金精算機に同ETCカードを挿入してください。）
  - 三 単純支払方式の区間において、料金をお支払いいただく料金所のETCレーンが閉鎖している場合には、一般レーンの料金所係員に申込時に登録したETCカードをお渡しください。（料金精算機が設置されているレーンでは、料金精算機に同ETCカードを挿入してください。）

(料金及び請求)

第9条 本プランは、利用期間内に初めて行う周遊走行の完了をもって利用があったものとみなし、本プランの適用対象となる全ての通行にかかる通行料金の合計を別表1に定める本プランの利用料金の額とします。

- 2 第5条第1項第2号に定める通行を行った場合、流入または流出を行った乗り放題エリア内のICと当該通行における乗り放題エリア内の端末ICとの間（以下、「乗り放題エリア区間内」といいます。）の通行は本プランの適用対象となりますが、当該通行における乗り放題エリア内の端末ICと流出または流入を行った乗り放題エリア外のICとの間（以下、「乗り放題エリア区間外」といいます。）の通行料金のお支払いが別途必要となります。この場合、当該通行における乗り放題エリア内の端末ICは、乗り放題エリア内のいずれかのICのうち、流出または流入を行った乗り放題エリア外のICとの間の料金が最も安価となるICとします。そのため、実際の通行経路外にあるICが乗り放題エリア内の端末ICとなる場合があります。
- 3 各通行時における料金所の路側表示器の表示、ETC車載器の料金表示及び音声案内は通常料金（ETC時間帯割引等が適用された通行の場合における当該割引後の料金を含みます。以下同じ。）となり

ます。

- 4 クレジットカード会社またはETCパーソナルカード事務局（ETCパーソナルカードの管理運営を行うため六会社が設置する事務局をいいます。以下同じ。）が発行する請求書には、本プランの適用対象となる各通行の走行明細は記載されず、本プランの利用料金にかかる請求明細が記載されます。
- 5 ETCマイレージサービスの還元額明細及びETC利用照会サービスの利用明細に記載された本プランの対象となる各通行の走行明細については、本プランの対象となった通行すべてが完了したことを当社が確認し、本プランの利用料金が確定（以下、「利用料金の確定」といいます。）した後、本プランの対象となる各通行の走行明細を消去し、本プランの明細（企画割引～〇〇IC）に変更されます（本プランの対象となる各通行の走行明細を消去した後、本プランの明細を表示するまでの間、一時的にいずれの明細も表示されない場合があります）。
- 6 本プランの利用料金は、利用したETCカードのクレジットカード会社またはETCパーソナルカード事務局より請求されます。
- 7 前項にかかわらず、ETCマイレージサービスの還元額がある場合、本プランの利用料金は、ETCマイレージサービスの還元額の残高から引き落とされます。ただし、ETCマイレージサービスの還元額の残高が、本プランの利用料金に満たない場合、その不足分は利用したETCカードのクレジットカード会社またはETCパーソナルカード事務局から請求されます。
- 8 ETCパーソナルカードは、お支払いの済んでいないご利用金額の合計額（以下、「未決済残高」といいます。）が、預託いただいたデポジットの80%相当額（以下、「利用限度額」といいます。）を上回ると、利用停止となる場合があります。未決済残高は、利用料金の確定までの間、本プランの利用金額にかかわらず、通常料金をもとに計算するため、未決済残高が本プランの利用金額と比べて、一時的に高額となり利用限度額を上回ることがありますので、本プランを利用する前の未決済残高にご利用予定区間の通常料金を加えた額が、預託いただいたデポジットの80%相当額を上回らないことをあらかじめご確認のうえ、ご利用ください。

（他の割引等との適用関係）

- 第10条 本プランの利用には、ETCマイレージポイント以外の割引は重複して適用されません。（平日朝夕割引時間帯の通行でも、本プランの対象となった通行は、平日朝夕割引の対象外となり、当月の対象走行回数にはカウントされません。）
- 2 ETCマイレージポイントの付与は、前条第1項に定める本プランの利用料金の額に対して適用します。ただし、前条第7項によりETCマイレージサービスの還元額の残高から引き落とされる部分やETCマイレージポイントが付与されない区間の利用に相当するETCマイレージポイントは付与されません。
  - 3 前項により付与するETCマイレージポイントは、本プランの対象となった通行すべてが完了したことを当社が確認した日（実際の通行が完了した日とは異なります。）の属する月の翌月20日までに付与します。
  - 4 本プランの利用期間の一部または全部と重複して、本プラン以外の高速道路周遊パス（三会社が実施する本プランに類する割引を総称していいます。以下同じ。）に申し込みを行った場合（本プランの複数のコースに申し込みを行った場合を含みます。）、各高速道路周遊パスの利用約款に基づき、三会社が相当と認める額により各高速道路周遊パスの利用料金と乗り放題エリア区間外の通行料金を決定し、当該額を請求します。

(適用対象外及び無効)

第11条 各通行が次の各号の一に該当する場合は本プランの適用対象外とし、その通行にかかる通行料金のお支払いが別途必要になります。

- 一 申込時に登録したETCカード以外を利用して行った通行
  - 二 申込時に登録した二輪車以外の自動車で行った通行
  - 三 申込時に登録した利用期間外の日（利用開始日に申し込みを行った場合、利用開始日の0時から申し込みが完了した時点までを含みます。）に行った通行
- 2 各通行が次の各号の一に該当する場合は、本プランの申し込みを無効とし、利用期間内における全ての通行について通常料金でお支払いいただきます。また、料金を不法に免れたと認められる場合には、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第26条の規定により、通常料金のほか割増金をお支払いいただきます。
- 一 ETC無線通信による通行が不可能な自動車で通行したとき
  - 二 通行料金の支払いに必要な情報が正しくセットアップされていないETC車載器を使用して通行したとき
  - 三 申込時に登録したETCカードを同時に2台以上の自動車に使用したとき
  - 四 前3号に掲げるもののほか、不正な通行の手段として本プランを利用したとき
- 3 本プランの適用後に前2項に該当することが判明した場合は、本プランの適用を取り消し、第1項に該当する場合は各通行にかかる通行料金のお支払いが、第2項に該当する場合は利用期間中における全ての通行について通常料金でのお支払いが必要となります。

(解約等)

第12条 申込時に登録した利用期間内に周遊走行を行った場合は、以後の通行にかかわらず本プランの利用料金を全額お支払いいただくものとし、途中解約、払い戻し及び一部返金はいりません。また、実際に通行した区間の通行料金の合計が本プランの利用料金を下回る場合でも、払い戻し及び差額の返金は一切行いません。

- 2 本プランについて解約が必要な場合は、申込時に登録した利用開始日の23時59分までにウェブサイトにて解約手続きを行うことにより、本プランを解約することができます。なお、解約手続きには申込時に交付した申込番号及び申込時に登録したメールアドレスが必要です。
- 3 申込時に登録した利用期間内に周遊走行を行わなかった場合は、申込時に遡って解約されたものとみなし、本プランの利用料金は請求いたしません。ただし、本プランを含む複数の高速道路周遊パスに利用期間の一部または全部が重複する申込みを行い、本プランを解約しなかった場合において、本プラン以外の高速道路周遊パスの乗り放題エリア区間内のみを通行した場合であっても、本プランの利用料金を請求することがあります。

(個人情報の保護)

第13条 本プランの申込者の個人情報は、当社が別に定める個人情報の保護に関する方針に従って適切に取り扱います。

(免責事項)

第14条 当社は、次の各号に掲げるときには、本プランの利用者が被った被害について一切責任を負いません。

- 一 当社の責めに帰することができない登録事項の誤りにより、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。
- 二 天災地変その他の不可抗力による通信上の障害または事故により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。
- 三 当社の責めに帰することができない通信上の盗聴、妨害または事故により、本プランの申込者の個人情報漏えいし、改ざんされ、または窃取されたとき。
- 四 通行止め、通行規制（特定の自動車に限定して行われる通行規制を含みます。）または渋滞により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。
- 五 自動車の故障等、当社の責めに帰すことができない事由により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。

(約款の変更)

第15条 当社は、事情により本約款を変更することがあります。

- 2 当社は、前項の変更を行った場合、変更内容を当社のウェブサイトへの掲示等の方法で周知します。
- 3 当社は、第1項の変更によって申込者が被った損害について、一切責任を負いません。

別表1：コース、利用日数及び利用料金

(税込、単位：円)

コース名	乗り放題エリア	利用日数	二輪車
香川・徳島・高知コース	香川・徳島・高知エリア	2日間	3,100
愛媛・高知コース	愛媛・高知エリア	2日間	3,100

別表2：乗り放題エリア

## ①香川・徳島・高知エリア

道路名	区間
E11 高松自動車道	鳴門IC～川之江JCT 坂出IC～坂出JCT
E11 松山自動車道	川之江JCT～三島川之江IC
E11・E32 徳島自動車道	鳴門JCT～川之江東JCT
E32・E56 高知自動車道	川之江JCT～須崎東IC

## ②愛媛・高知エリア

道路名	区間
E11 高松自動車道	大野原IC～川之江JCT
E11・E56 松山自動車道	川之江JCT～大洲IC 大洲北只IC～西予宇和IC
E32 徳島自動車道	井川池田IC～川之江東JCT
E32・E56 高知自動車道	川之江JCT～須崎東IC
E76 今治小松自動車道（今治小松道路）	今治湯ノ浦IC～いよ小松JCT・IC